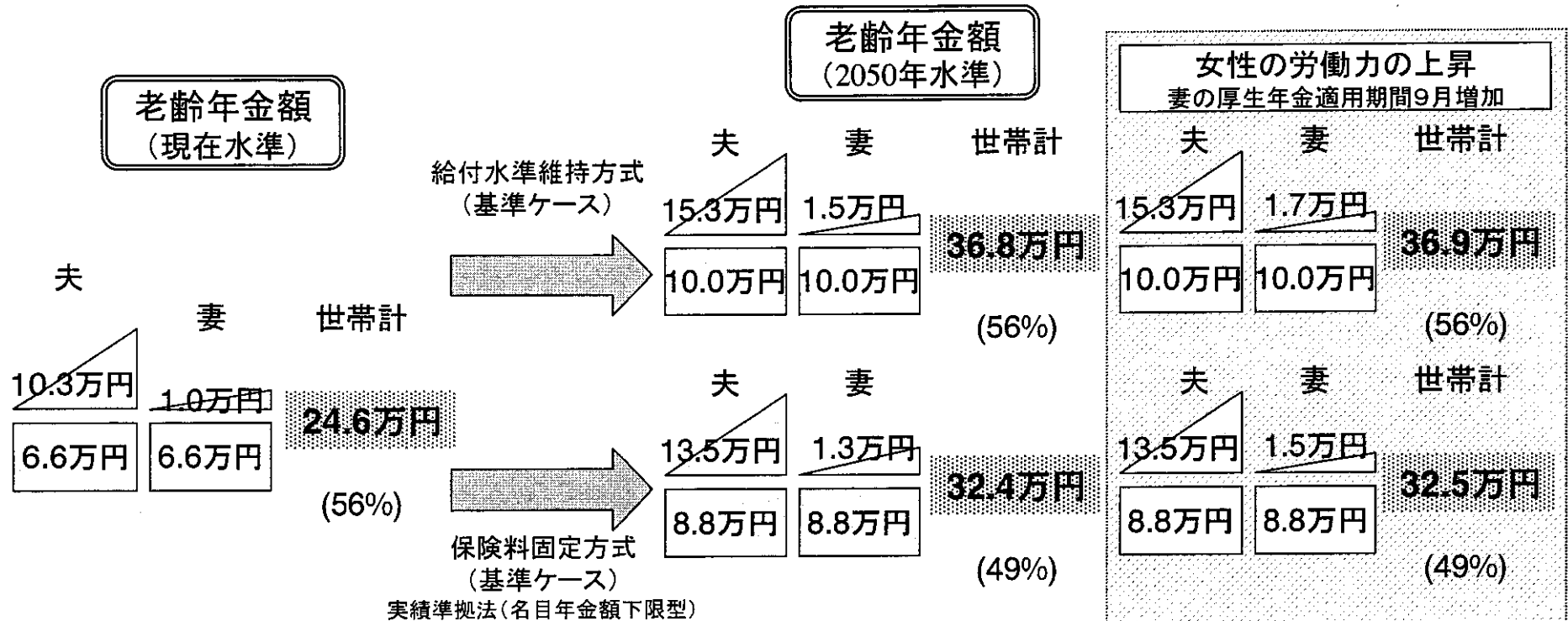


## ⑤ 離職タイプ

- 夫は40年間フルタイムで就労、妻は結婚出産後離職し、専業主婦となる世帯
- 妻の離職前の就労期間は新規裁定年金(通老相当)の平均被保険者期間(平成12年度:6年7月)により設定

### 〈賃金の前提〉

- ・夫の手取り総報酬額(月額換算)は現時点で40.1万円、2050年時点で59.8万円(物価で割り戻したもの)
- ・妻のフルタイム就労時の手取り総報酬額(月額換算)は現時点で24.4万円、2050年時点で36.4万円(物価で割り戻したもの)



注1 現在水準の夫の年金額は、平成12年改正における標準的な年金額に使用した平均標準報酬36.7万円、

妻の年金額は、平成12年度の女性被保険者の平均標準報酬22.3万円を用いて計算

注2 2050年時点の年金額及び手取り総報酬額は、現在水準のものを「方向性と論点」の前提を用いてスライドさせ算出。

注3 2050年時点の金額は、2050年時点の名目額を物価で現在価値に割り戻したもの。

注4 2050年水準の女性の労働力率が上昇した場合の妻の厚生年金適用期間は、「労働力率の見通し(平成14年、職業安定局推計)」における65歳未満の労働力率が11%上昇していることから、厚生年金適用期間も11%増加するとして算出したもの。

注5 現役世代の手取り総報酬に対する年金額の割合を算定する場合の妻の手取り総報酬額は、上記の額に「厚生年金の適用月数/480」を乗じたものとしている。

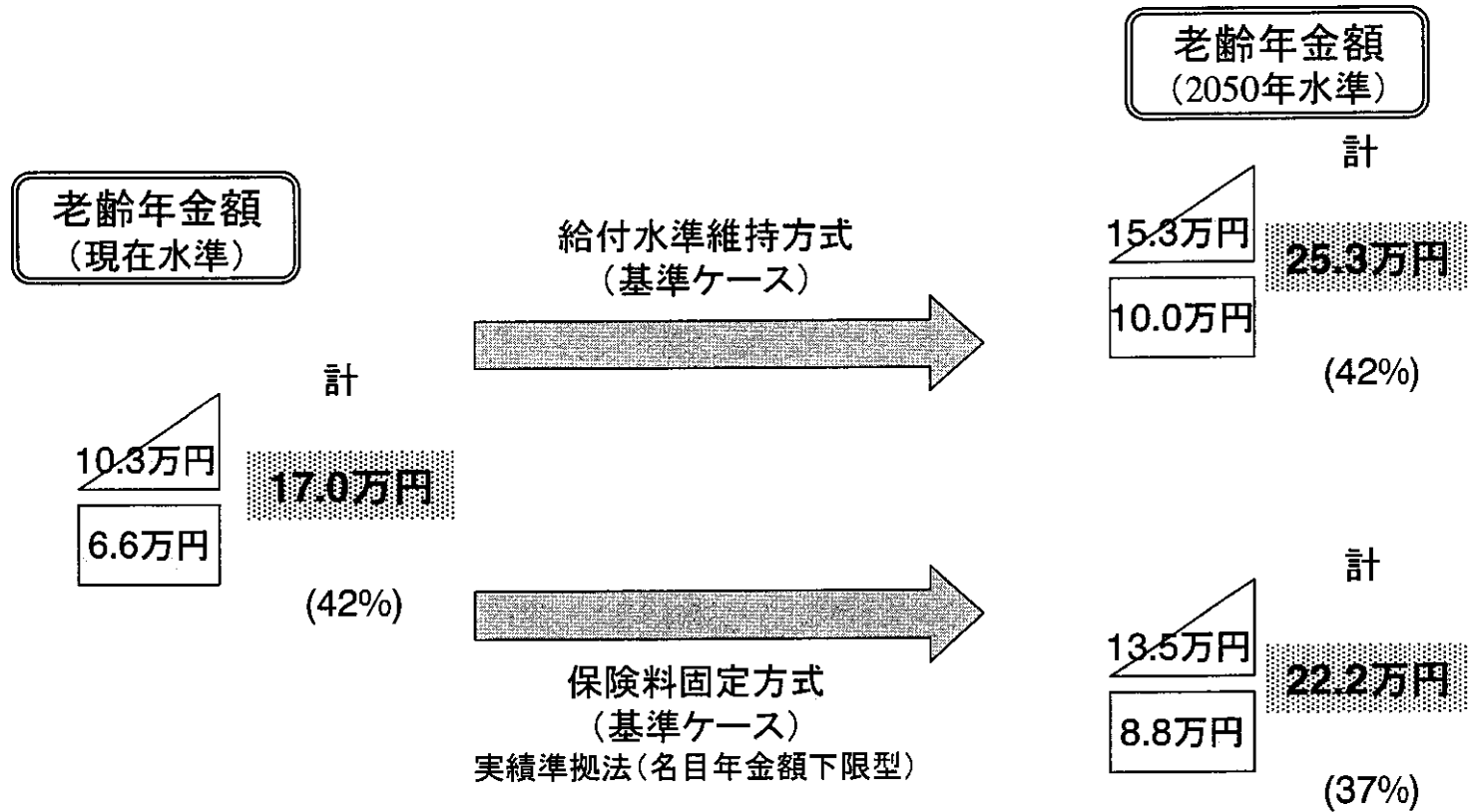
注6 カッコ内の数値は世帯の現役時代の手取り総報酬額(月額換算値)に対する年金額の割合。

## ⑥男子単身タイプ

○ 単身で40年間フルタイムで就労する世帯

〈賃金の前提〉

・手取り総報酬額(月額換算)は現時点で40.1万円、2050年時点で59.8万円(物価で割り戻したもの)



注1 現在水準の夫の年金額は、平成12年改正における標準的な年金額に使用した平均標準報酬36.7万円を用いて計算

注2 2050年時点の年金額及び手取り総報酬額は、現在水準のものを「方向性と論点」の前提を用いてスライドさせ算出。

注3 2050年時点の金額は、2050年時点の名目額を物価で現在価値に割り戻したもの。

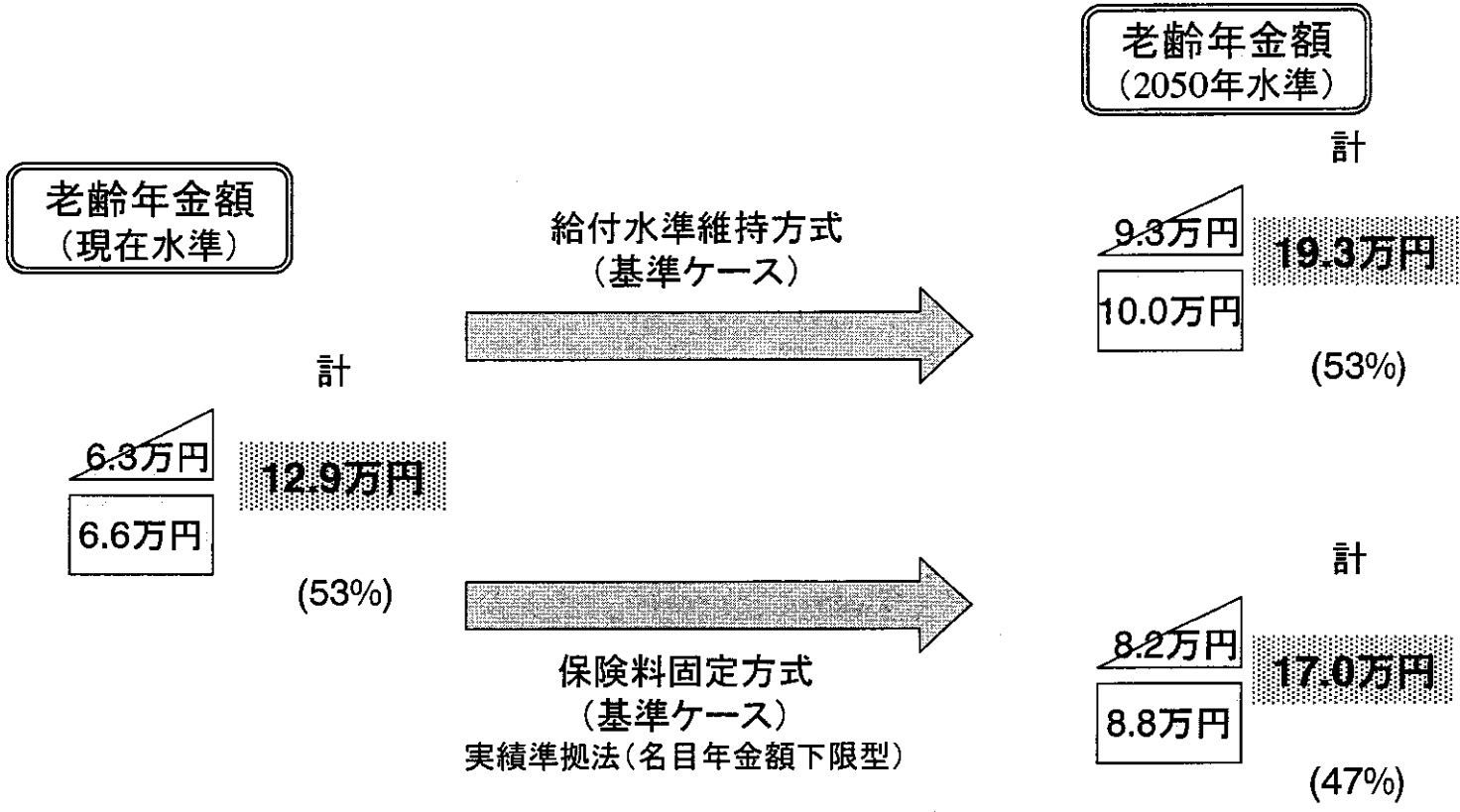
注4 カッコ内の数値は世帯の現役時代の手取り総報酬額(月額換算値)に対する年金額の割合。

# ⑦女子単身タイプ

○ 単身で40年間フルタイムで就労する世帯

〈賃金の前提〉  
 ・手取り総報酬額(月額換算)は現時点で24.4万円、2050年時点で36.4万円(物価で割り戻したもの)

カ



注1 現在水準の年金額は、平成12年度の女性被保険者の平均標準報酬22.3万円を用いて計算  
 注2 2050年時点の年金額及び手取り総報酬額は、現在水準のものを「方向性と論点」の前提を用いてスライドさせ算出。  
 注3 2050年時点の金額は、2050年時点の名目額を物価で現在価値に割り戻したもの。  
 注4 カッコ内の数値は世帯の現役時代の手取り総報酬額(月額換算値)に対する年金額の割合。

～ 「女性と年金検討会」報告書より抜粋 ～

資料 V-3-1 日本の第3号被保険者と同様に配偶者に対する給付を有する国の制度

	日 本	アメリカ	イギリス
制 度 名	厚生年金保険	老齡遺族障害保 険(OASDI)	国民保険
制度上の平均賃 金(A)	36.7万円 (ボーナス込みの 手取り換算40.1	\$2,539 (289,217円)	£1,707 (314,583円)
Aで満年加入した 場合の本人給付 額	基礎年金 67,017円 報酬比例部分 104,092円	\$1,105 (125,871円)	基礎年金週 £72.5 (月換算57,890円) 付加年金週 £64.2 (月換算51,269円)
配偶者給付額	基礎年金 67,017円	\$553 (62,992円)	基礎年金週 £43.5 (月換算34,740円)
$\frac{\text{配偶者給付}}{\text{本人給付}}$	39.4%	50.0%	31.8%

アメリカの制度

アメリカの年金制度では、

- 老齡年金又は障害年金の受給資格を有する被保険者の 65 歳以上の配偶者(62 歳からの繰上げ受給が可能)に対して、被保険者に給付される年金額の 50%が配偶者年金として給付される。

(注)年金制度上の平均賃金(2,539ドル、2000年)で満年度加入した場合の配偶者給付額は、月額553ドル(62,990円、為替レートはIMFによる1999年平均レートを使用。)となる。

- 配偶者自身が被保険者として保険料を納付したことによる老齡年金又は障害年金を受給している場合には、その額だけ配偶者年金は減額される。(配偶者本人の老齡年金又は障害年金の額が配偶者年金を上回る場合には、配偶者年金は支給されない。)
- また、被保険者が死亡した時点で、寡婦(夫)年金(被保険者に給付されていたものと同額)に切り替えられる。

## イギリスの制度

イギリスの年金制度では、

- 夫が老齢年金(基礎年金及び付加年金)の受給資格を有し、受給年齢(65歳)に達している場合、受給年齢(60歳、なお2020年までに段階的に65歳まで引き上げられる予定)に達した妻は、夫の生存中には夫の基礎年金の60%を、夫の死亡後には夫の基礎年金と付加年金の100%(なお、2002年より付加年金は50%に減額予定)を、妻自身に対する配偶者年金として受給する。

(注) 満年度加入した場合の基礎年金額は、週72.5ポンド(月額換算57,890円)であり、その60%は週43.5ポンド(月額換算34,740円、為替レートはIMFによる1999年平均レートを使用。)となる(2001年)。

- 妻自身が被保険者として保険料を納付したことによる老齢年金を受給している場合には、
  - ◇ 基礎年金については、自身の保険料納付に基づく基礎年金と夫の保険料納付に基づく配偶者年金を、基礎年金の満額まで併給できる。
  - ◇ 付加年金については、最高限度額(=保険料徴収上限に応じて保険料を支払った場合の受給額)を超えない限り合計額を受給できる。

## フランスの制度

フランスの年金制度では、老齢年金及び障害年金を受給できない65歳以上の配偶者(障害を有する場合には60歳以上)を扶養している者に対して、被保険者の年金に年額4,000フラン(月額換算6,170円、円換算レートはIMFによる1999年平均レートを使用)の加給金が加算される。ただし、当該措置に係る所得制限額は低い水準に設定されており、また給付額も長期間据え置かれている。